平成２２年（フ）第８６６号
兵庫県芦屋市若宮町９番６―303号
債務者　藤田　梨沙
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９１１号
兵庫県西宮市里中町３丁目５番13号カナリヤ荘６号室
債務者　山﨑　裕治
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９１７号
兵庫県尼崎市元浜町２丁目79番地の１佐々木文化２Ｆ
債務者　鈴木　重信
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９１９号
兵庫県尼崎市昭和通４丁目124番地尼崎スカイハイツ303号、前住所兵庫県尼崎市神田南通１丁目25番地の13
債務者　杉本裕美子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３２６号
奈良市六条３丁目４番１号
債務者　伊藤　美樹（旧姓川添）
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４８７号
奈良市七条１丁目39番６―２―203号
債務者　福地麻里奈
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５００号
奈良県桜井市大字桜井158番地の７
債務者　井上　長市
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５１６号
奈良市大安寺３丁目４番５―203号
債務者　岩野　晴美
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５２８号
奈良市学園南３丁目13番16号　メゾン学園南201号
債務者　佐藤　弘美
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５３８号
奈良市富雄泉ヶ丘５番12号
債務者　山田　甲吉
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５６３号
奈良市大安寺７丁目８番２―４号
債務者　細川　巖
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５６５号
奈良県生駒市有里町485番地３
債務者　青木　恭子（旧姓峯山）
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２０４号
鳥取県岩美郡岩美町大字浦富621番地１　浦富第４団地１号
債務者　橋本　英明
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０５号
鳥取県岩美郡岩美町大字浦富621番地１　浦富第４団地１号
債務者　橋本　純子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９０号
島根県安来市黒井田町1987番地３
債務者　三原　淳子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９７号
島根県雲南市大東町下佐世122番地５、前住所島根県雲南市大東町大東381番地５
債務者　安部　公
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８８号
山口県宇部市北小羽山町１丁目４番８―206号、旧住所山口県宇部市山門４丁目６番41―202号
債務者　井上　小織（旧姓桂・坂之上）
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
山口地方裁判所宇部支部